

国指定重要文化財 御前埼灯台について

1 国指定重要文化財 御前埼灯台

御前埼灯台は、静岡県最南端の太平洋に突き出す駿河湾と遠州灘を隔てる岬の先端、海拔 36.7m の場所に建設された洋式灯台である。

海外や地方からの要望等により、明治政府は明治元年から明治 5 年にかけて 13 基の灯台を建設し、それらに続き整備すべき様式灯台の一つとして明治 5 年(1872)から御前埼灯台の建設に着工し、明治 7 年(1874) 5 月 1 日に初点灯した。

建設工事は、幕末から明治前半にかけて日本各地の灯台の建設を主導した、英国人技師リチャード・ヘンリー・ブラントンの指導監督により進められた。

第二次世界大戦中の昭和 20 年(1945)7 月に連日襲って来る艦載機の機銃攻撃を受け、フランスのソーター・ハーレイ社製の八面回転折射器(一等レンズ)、灯器、回転機械などを破壊され、光明を失ったが、仮設の灯器を設置し、この急場をしのいだ。

昭和 24 年(1949)の戦災復旧工事で灯塔の一部補強、レンズの交換、灯ろうの補修等が行われ、昭和 58 年に耐震工事、平成 28 年に改修工事が行われているが、灯器を更新しながら使い続けられ、全体として旧態をよく保持しながら、現在も現役の灯台として使用されている。

御前埼灯台は、日本の近代海上交通史や灯台建設史上において、非常に重要であることから、同時期に建設された市内最古の煉瓦造の旧官舎、附指定の旧回転機械分銅自動巻揚装置とともに、令和 3 年 8 月 2 日(月)に官報告示され、御前崎市初の国重要文化財に指定された。

2 国指定重要文化財 旧官舎

旧官舎は、灯台を管理する灯台守の住居などに供した煉瓦造の建造物である。平屋建で、建築面積が 163.86 m²、ほぼ東西棟の寄棟造で、北側に半間の庇を葺き下ろしてベランダとし、東西妻面にそれぞれ張出部を付けている。御前埼灯台と同じく市内最古の煉瓦造建物で、灯台守の働きを偲ばせる貴重な建物であることから、御前埼灯台とともに国指定重要文化財に指定された。内部は現在、倉庫及び灯台資料館として利用されている。

3 国重要文化財附指定 旧回転機械分銅自動巻揚装置

旧回転機械分銅自動巻揚装置は、昭和 25 年の日本製で御前埼灯台での分銅を利用した回転灯の巻揚装置を示す重要な遺構であるため、国重要文化財の附として指定されている。

使用が停止した昭和 40 年以降も灯室内に設置されていたが、平成 15 年に免振装置を取り付ける際に取り外され、旧官舎の倉庫に分解されて保管された。

その後、令和 3 年 8 月 2 日に国指定重要文化財「御前埼灯台」の附として指定されたのを機に、10 月 22 日に海上保安庁から御前崎市に譲与されたことから、当時の状態が分かるように組み立てて復元され、現在は旧官舎内の御前埼灯台資料館に展示されている。

4 指定重要文化財の概要

- (1) 名 称 御前埼灯台(おまえさきとうだい)
- (2) 所在地 静岡県御前崎市御前埼字燈明 1581 番 1
- (3) 構造形式 ① 御前埼灯台(明治 7 年竣工・初点灯) 1 基
煉瓦造(床、階段及び開口部は石造)、建築面積 61.98 m²、総高 22.47m
② 旧官舎(明治 7 年竣工) 1 棟
煉瓦構造(屋根はアスファルトシングル葺き)、建築面積 163.86 m²
③ 旧回転機械分銅自動巻揚装置(昭和 25 年製) 1 式
(外形) 高さ 106cm、幅 87cm、奥行 87cm
- (4) 所有者 ① 御前埼灯台(灯台、旧官舎)
海上保安庁(東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号)
② 附: 旧回転機械分銅自動巻揚装置
御前崎市(静岡県御前崎市池新田 5585 番地)

5 特徴・評価

- ① 御前埼灯台は、明治 7 年に竣工・初点灯した洋式灯台で、海外列強の要求により建設された灯台(※ 1)に続いて、明治政府が主体的に計画した最初期の洋式灯台(※ 2)の一つで、幕末維新期における近代航路標識整備の展開を知るうえで価値が高い。
- ② 我が国の近代灯台の礎を築いた英国人技師 R・H・ブラントンの指導により、一等レンズを使用した回転灯を採用し(※ 3)、日本初の二重円筒構造やコンクリートを用いた基礎工事等の新技术を駆使して築かれた我が国最初期の煉瓦造灯台で、灯台建築史上、非常に重要である。
- ③ 灯台とともに建設された、灯台を管理する灯明番の住居等に供した煉瓦造の旧官舎 1 棟や、御前埼灯台における分銅を利用した回転灯の巻揚機構を示す重要な遺構である昭和 25 年製の旧回転機械分銅自動巻揚装置 1 式も残されている。

※ 1 米英仏蘭と結んだ「改税条例(江戸条約)、1866 年」に基づき建設された観音埼灯台(神奈川県)、神子元島灯台(下田市、国指定史跡)など 8 灯台や、イギリスと結んだ「大坂約定(大坂条約、1867)」に基づき建設された六蓮台灯台(重要文化財、山口県)、部埼灯台(重要文化財、福岡県)など 5 灯台。

※2 犬吠埼灯台(重要文化財、千葉県)、角島灯台(重要文化財、山口県)など。

※3 御前埼灯台のレンズは当初我が国最初といわれるフランスのソーター・ハーレイ社製の八面回転折射器(レンズ)を使った一等灯台であったが、第2次世界大戦中に米軍艦載機の機銃掃射の弾丸を受け、レンズが破壊され、その後現在も使われている3等レンズに取り替えられた。

6 指定の経緯

昭和62年度 海上保安庁が設置した「灯台施設調査委員会」による明治期灯台を対象とする調査において、「特に貴重な施設であり、改修にあたっては専門委員会に諮り改修方法を検討」すべきAランクの灯台として保存が図られる。

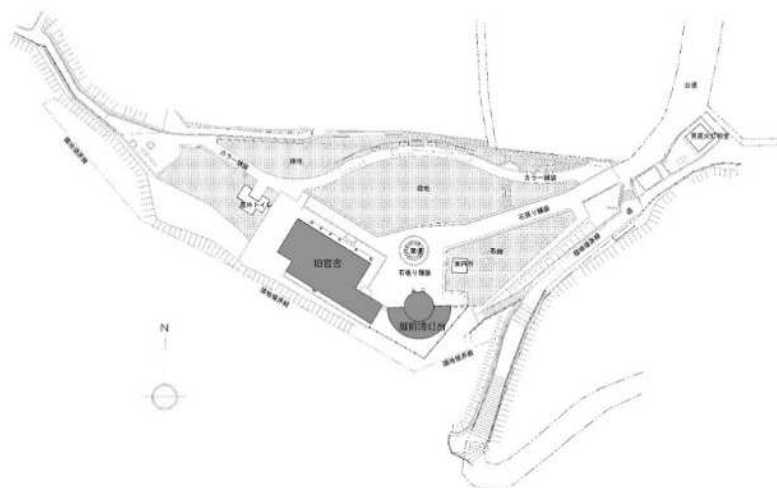
平成21年度 平成22年2月6日に日本経済産業省の認定する「安全な船舶航行に貢献し我が国の海運業等を支えた燈台等建設の歩みを物語る近代化産業遺産群」の1つとして、御前埼灯台が近代化遺産に認定される。

令和2年度 御前埼灯台の文化財調査を市内在住の静岡県文化財建造物監理士に委託して実施。

令和3年3月 御前崎市教育委員会より、御前埼灯台の重要文化財指定にかかる意見具申書を文化庁長官宛に提出。

令和3年5月 国の文化審議会(会長 佐藤 信)が、令和3年5月21日(金)に開催され同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、新たに御前埼灯台を含む7件の建造物を国の重要文化財に指定するよう文部科学大臣に答申された。

令和3年8月 令和3年8月2日(月)に官報告示され御前崎市初の国重要文化財に指定された。



御前埼灯台周辺の現況配置図



1 御前埼灯台敷地全景(海側上空から撮影)



2 御前埼灯台と旧官舎



3 御前埼灯台



4 旧官舎全景



5 旧官舎内の灯台資料館企画展示室



6 旧回転機械分銅自動巻揚装置

写真 国指定重要文化財 御前埼灯台